

議事要旨(4) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、連結の範囲の取扱いについて、我が国の会計基準と IASB の連結に関する基準（IFRS 第 10 号等）との比較検討等を行っており、本日の本委員会では、特に、代理人の取扱いの論点について審議されたい旨の説明がなされた。これを受けて、吉岡研究員より、審議事項(4)に基づいて、代理人の取扱いに関する検討の背景や、検討内容の具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、審議事項(4)の3頁に記載の理由から、代理人の取扱いについては日本でも引き続き検討していくべきであるとの意見があった。また、その場合には、3頁に示されている代理人の評価の4要素をいかに組み合わせるかがポイントであり、組み合わせによって判断が異なるが、さまざまに採り得る組み合わせを、原則主義により、ブライトラインを設けず評価するとなると、実務上判断に困るケースが多く出てくるのではないかと、との意見があった。

また同じ委員より、審議事項(4)の2頁の設例について、仮にA社が本人となる場合、B社及びC社は連結しないのか。また、パワーとリターンの帰属が分かれる場合に、誰も連結しないような状況もあり得るのか、との質問があった。この質問に対して、事務局より、基本的にはそのような理解であり、誰かが本人となり支配しているとなれば、他の当事者が同時に支配していることにはならず、また、A社が代理人であって、多数の投資家がいるようなケースでは、誰も支配しておらず、連結しないような状況もあり得る、との回答があった。

ある委員より、定性的評価を基礎として検討を進めるという点はそうなのだろうと思うが、ビジネス目的でのピークルへの関与が、定性的な総合判断の中で適切に扱われるようなルールとすべきである。実際にピークルを利用してビジネスを展開する金融機関等の立場からすると、ピークルを支配する意思はなく、ビジネスの導管として使う場合でも、スキームを作るために、ある程度、アセット・マネジャーのような役割や、多少の投資が必要となる場合があり、このようなスキームを作るための要素が、支配の要素とみなされることがないようにする必要がある、との意見があった。

以 上